

武生基署発 1102 第3号
平成30年11月3日

公益社団法人福井県労働基準協会
南越支部長 殿

武生労働基準監督署長



労働災害防止緊急対策の実施について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福井労働局における本年の死亡災害は、最も労働災害防止に取り組むべき全国安全週間に3件発生し、死亡者数は同週間に既に昨年と同じ5人となり、更に本年6月末現在の休業4日以上の死傷者数は、「第13次労働災害防止計画」の初年度であるにもかかわらず、前年同期と比較して34.0%増加し、危機的な状況にあったことから、福井労働局においては、本年7月20日から8月31日までの期間を「福井労働局労働災害防止緊急対策強化期間」（以下「強化期間」）と定め、より一層の労働災害防止対策の強化を図ってきたところです。

しかしながら、武生労働基準監督署管内では、強化期間においても労働災害の増加に歯止めがかからず、本年8月は、冬季特有災害の多発により前年同期比で約3倍に増加した1月の29件に次ぐ28件（前年同期10件）発生し、9月末現在における死傷者数は161人と前年同期比61%の増加となっており、このペースでいくと平成30年の死傷者数は過去10年間で最多の発生件数となってしまいます。

さらに、死亡災害は平成27年以降1年間に1件で推移してきたところ、本年は8月から3か月連続で発生しており、平成26年以降最多となっていました。

つきましては、貴職におかれでは、強化期間において要請しました「福井労働局 労働災害多発緊急対策強化期間実施要綱」に基づく災害防止活動の実施をあらためて要請するとともに、会員事業場に対し、要綱における「事業者が行うべき具体的な事項」の再確認と安全衛生に係る自主点検の実施を依頼していただきますよう併せて要請いたします。

なお、貴職が本要請に基づき実施した事項について、その状況について取りまとめ、平成30年11月16日（金）までに本職あて任意様式にて報告いただきますようお願い申し上げます。